

# 官報

## 号外 昭和四十二年六月二日

### ○第五十五回 参議院會議錄第十四号

昭和四十二年六月二日(金曜日)

午前十時十七分開議

#### ○議事日程 第十四号

昭和四十二年六月二日

午前十時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

出、衆議院送付)

第二 オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 追水 久常君  
同 法務委員 同  
大蔵委員 横山 フク君  
社会労働委員 木村 謙男君  
農林水産委員 内田 芳郎君  
運輸委員 横山 フク君  
通信委員 木島 義夫君  
建設委員 任田 新治君  
森 八三一君  
田中 茂穂君  
小沢久太郎君  
内閣委員 田中 茂穂君  
同 法務委員 同  
大蔵委員 森 八三一君  
木島 義夫君  
小沢久太郎君  
木村 謙男君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員 北條 邦君  
同 日本公職選挙法改正に關する特別委員 渡谷 邦彦君  
同 日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。  
理事 多田 省吾君 (渡谷邦彦君の補欠)  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。  
航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。  
日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。  
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗説を省略いたします。

公職選挙法改正に関する特別委員 遠山 久常君  
内閣委員 内田 芳郎君  
建設委員 同  
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。  
公職選挙法改正に関する特別委員 渡谷 邦君  
内閣委員 同  
同 日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
公職選挙法改正に関する特別委員 北條 邦君  
内閣委員 渡谷 邦君  
同 日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。  
理事 多田 省吾君 (渡谷邦彦君の補欠)  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。  
航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。  
日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。  
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外

地方税法等の一部を改正する法律	同	田代富士男君	森中 守義君
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律	同	岸田 幸雄君	同
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律	同	鈴木 一弘君	鈴木 嘉君
外務省設置法の一部を改正する法律	同	藤田 進君	同
通商産業省設置法の一部を改正する法律	同	山本伊三郎君	鶴園 哲夫君
文部省設置法の一部を改正する法律	同	同	同
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律	同	中尾 辰義君	同
所得税法の一部を改正する法律	同	岸田 幸雄君	同
法人税法の一部を改正する法律	同	木暮武太夫君	同
相続税法の一部を改正する法律	同	小柳 牧衛君	同
租税特別措置法の一部を改正する法律	同	北條 浩君	同
印紙税法	同	林屋龜次郎君	同
臨時石炭貿易復旧法の一部を改正する法律	同	鬼木 勝利君	同
昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	黒柳 明君	大和 寅一君
内閣委員	同	任田 新治君（任田新治君の補欠）	松永 忠二君
地方行政委員	同	岡本 悟君	鶴園 哲夫君
同	同	金丸 富夫君	同
外務委員	同	鈴木 一弘君	同
大蔵委員	同	田代富士男君	同
文教委員	同	木村福八郎君	同
農林水産委員	同	千葉千代世君	同
運輸委員	同	中村 英男君	同
建設委員	同	同	審査報告書
同	同	同	○議長（重宗雄三君） これより本日の会議を開きます。
外務委員	同	同	日程第一、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
大蔵委員	同	同	まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。
文教委員	同	同	さすがに、この問題は複雑で、慎重な検討が必要です。
農林水産委員	同	同	そこで、私は以下の点について質問します。
運輸委員	同	同	1. まず、議長がこの問題に対して何をどのようにして対応するつもりですか？
同	同	同	2. 二つ目、この問題に対する政府の立場はどのようになりますか？
木暮武太夫君	同	同	3. 三つ目、この問題に対する議論はどこで行われますか？
同	災害対策特別委員	同	4. 四つ目、この問題に対する議論はいつまで続くと思いますか？
小柳 牧衛君	創造君	同	5. 五つ目、この問題に対する議論はいつまで続くと思いますか？
清掃施設整備緊急措置法案	同	同	6. 六つ目、この問題に対する議論はいつまで続くと思いますか？

昭和四十二年六月一日

商工委員長 鹿島 俊雄

參議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十二年五月三十日

衆議院議長 石井光次郎

參議院議長 重宗 雄三殿

附則中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に、「同年七月一日」を「昭和四十二年七月一日」に改める。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、公正取引委員会の事務局機構を拡充強化するため、事務局の定員を二十九名増加するとともに、高松地方事務所を設置しようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、施行期日について別紙のとおり修正を行なつた。  
一、費用  
本法施行に要する経費として千二百九十八万八千円が昭和四十二年度一般会計予算に計上されている。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

るとともに、高松地方事務所を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、公正取引委員会の業務運営状況、資本自由化と独禁法との関係等につき、熱心な質疑が行なわれたのですが、そ

谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に

掲載〕

（内閣提出）を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大

念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大

念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

（内閣提出）を議題といたしました。

## 一 土地

宅地 三万五千九百三十・九八平方メートル

## 二 建物

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 六

むね

総床面積 一万六千三百五十四・三八平

方メートル

附則第九条中「前条」を「前二条」に改める。

附則第十条中「及び附則第八条」を「並びに附則

第八条及び第八条の二」に改める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 〔賛成者起立〕

○大谷藤之助君登壇、拍手

○大谷藤之助君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人オリエンピック記念青少年

総合センターに対し、隣接の国有の建物六棟及びその敷地を追加して出資することができるものとするものであります。

委員会におきましては、センターの利用及びその収支の状況、特に青少年の利用と一般の利用との関係、オリエンピック関係資料の収集整備の状

況、屋外研修場の不足と隣接の東京都森林公園予定地の利用等の問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

べきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めてます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めてます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ

て、本案は可決せられました。

## 附則第一項中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に改める。

昭和四十二年六月一日

内閣委員長 豊田 雅孝

参議院議長 重宗 雄三殿

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書  
正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月三十日

参議院議長 重宗 雄三殿

本法律施行に要する経費は、二億三千万であります。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、職員の旅行の実情等にかかる

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律  
一、費用

本法律案は、職員の旅行の実情等にかかる

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

み、外國旅行における日当、宿泊料、食卓料、

移転料の定額の引き上げ等を行なおうとするもの

のであり、妥当な措置と認める。

なお、施行期日について所要の修正を行なつた。

第三十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「前二

号」を「前三号」に改め、同条第五号中「前三号」を「前各号」に改める。

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第

第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第

三号中「百分の二十」を「百分の三十五」に改める。

第三十七条中「七日分」を「十日分」に、「七夜分」を「十夜分」に改める。

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

三等級以下五等級以上の職務にある者	一、九〇〇円	一、八〇〇円	六、〇〇〇円	五、七〇〇円	二、六〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、六〇〇円	一、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、八〇〇円	二、五〇〇円

別表第二の一の備考中二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。

一 この表及び二の表において國務大臣等とは、國務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち國務大臣の受けける俸給月額に相当する俸給月額又は報酬月額を受ける者をいう。

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

内閣總理大臣等	区分		日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)	
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方
指定職の職務又は一等級の職務にある者	二、五〇〇円	二、四〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円
二等級の職務にある者	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円
三等級の職務にある者	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円
四等級の職務にある者	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
五等級以下の職務にある者	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
臣等	特命全權大使	三、四〇〇円	三、三〇〇円	二、四、八〇〇円	二、五、五〇〇円	一、九、一〇〇円	一、三、六〇〇円	一、三、六〇〇円
臣等	その他の者	二、七、六〇〇円	二、七、六〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円
臣等	指定職の職務にある者	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円	一、九、一〇〇円
臣等	一等級の職務にある者	一、八、八〇〇円	一、八、八〇〇円	一、八、八〇〇円	一、八、八〇〇円	一、八、八〇〇円	一、八、八〇〇円	一、八、八〇〇円
臣等	二等級の職務にある者	一、七、四〇〇円	一、七、四〇〇円	一、七、四〇〇円	一、七、四〇〇円	一、七、四〇〇円	一、七、四〇〇円	一、七、四〇〇円
臣等	三等級の職務にある者	一、六、一〇〇円	一、六、一〇〇円	一、六、一〇〇円	一、六、一〇〇円	一、六、一〇〇円	一、六、一〇〇円	一、六、一〇〇円
臣等	四等級の職務にある者	一、五、一〇〇円	一、五、一〇〇円	一、五、一〇〇円	一、五、一〇〇円	一、五、一〇〇円	一、五、一〇〇円	一、五、一〇〇円
臣等	五等級以下の職務にある者	一、四、一〇〇円	一、四、一〇〇円	一、四、一〇〇円	一、四、一〇〇円	一、四、一〇〇円	一、四、一〇〇円	一、四、一〇〇円

別表第一の三中「國務大臣」を「國務大臣等」に改める。

### 附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 改正後の國家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

質疑を終り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して八田委員より、本法案の施行期日を公布の日に修正の上、賛成する旨の発言がありました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

る。豊田雅幸君ただいま議題となりました國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

す。

本法律案は、最近における職員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における旅費について改正を行なおうとするものでありまして、そのおもな内容は、日当、宿泊料及び食事料の定額を約一割五分程度、移転料の定額を約五割程度引き上げること等であります。

委員会におきましては、日当、宿泊料、移転料

決せられました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

出席者は左のとおり。

横山 フク君	柏原 ヤス君
白木義一郎君	寺尾 豊君
山本茂一郎君	林田悠紀夫君
山内 一郎君	柳田桃太郎君
宮崎 正雄君	船田 讓君
平泉 渉君	八田 一朗君
木村 誠男君	高橋文五郎君
内田 芳郎君	大森 久司君
園田 清充君	野知 浩之君
源田 実君	熊谷太三郎君
林 塩君	岸田 幸雄君
矢追 秀彦君	長谷川 仁君
中沢伊登子君	沼田 一精君
市川 房枝君	吉江 勝保君
黒柳 明君	石井 桂君
瓜生 清君	
原田 立君	
横井 太郎君	
高山 恒雄君	
山崎 齊君	
多田 省吾君	
小平 芳平君	
向井 長年君	
伊藤 五郎君	
鈴木 一弘君	
白井 勇君	
林田 正治君	
山田 徹一君	
大谷 賢雄君	
山本 利壽君	
佐藤 芳男君	
山下 春江君	
塙見 俊二君	

議 員	
副議長	議 長
河野 謙三君	重宗 雄三君
平泉 渉君	八田 一朗君
木村 誠男君	高橋文五郎君
内田 芳郎君	大森 久司君
園田 清充君	野知 浩之君
源田 実君	熊谷太三郎君
林 塩君	岸田 幸雄君
矢追 秀彦君	長谷川 仁君
中沢伊登子君	沼田 一精君
市川 房枝君	吉江 勝保君
黒柳 明君	石井 桂君
瓜生 清君	
原田 立君	
横井 太郎君	
高山 恒雄君	
山崎 齊君	
多田 省吾君	
小平 芳平君	
向井 長年君	
伊藤 五郎君	
鈴木 一弘君	
白井 勇君	
林田 正治君	
山田 徹一君	
大谷 賢雄君	
山本 利壽君	
佐藤 芳男君	
山下 春江君	
塙見 俊二君	

横山 フク君	柏原 ヤス君
白木義一郎君	寺尾 豊君
山本茂一郎君	林田悠紀夫君
山内 一郎君	柳田桃太郎君
宮崎 正雄君	船田 讓君
平泉 渉君	八田 一朗君
木村 誠男君	高橋文五郎君
内田 芳郎君	大森 久司君
園田 清充君	野知 浩之君
源田 実君	熊谷太三郎君
林 塩君	岸田 幸雄君
矢追 秀彦君	長谷川 仁君
中沢伊登子君	沼田 一精君
市川 房枝君	吉江 勝保君
黒柳 明君	石井 桂君
瓜生 清君	
原田 立君	
横井 太郎君	
高山 恒雄君	
山崎 齊君	
多田 省吾君	
小平 芳平君	
向井 長年君	
伊藤 五郎君	
鈴木 一弘君	
白井 勇君	
林田 正治君	
山田 徹一君	
大谷 賢雄君	
山本 利壽君	
佐藤 芳男君	
山下 春江君	
塙見 俊二君	

昭和四十二年六月二日 參議院会議録第十四号

鍋島 直紹君	近藤 鶴代君	青木 一男君	須藤 五郎君	春日 正一君	文部大臣
井野 碩哉君	石原幹市郎君	重政 康徳君	鈴木 市藏君	森 勝治君	鈴木 力君
郡 祐一君	斎藤 昇君	達田 龍彦君	前川 旦君	中村 波男君	川村 清一君
小林 篤一君	久保 勘一君	戸田 菊雄君	竹田 現照君	吉田 忠三郎君	稻葉 誠一君
北畠 教真君	西村 尚治君	山崎 昇君	木村 美智男君	柳岡 秋夫君	渡辺 勘吉君
中村喜四郎君	内藤督三郎君	村田 秀三君	小野 明君	小林 武君	林 虎雄君
任田 新治君	土屋 義彦君	小林 章君	近藤英一郎君	千葉千代世君	
高橋雄之助君	玉置 和郎君	田村 賢作君	田中寿美子君	武内 五郎君	
岡本 悟君	楠 正俊君	矢山 有作君	野々山一三君	山本伊三郎君	
日高 広為君	山本 杉君	櫻井 志郎君	松永 忠二君	野上 元君	
谷村 貞治君	後藤 義隆君	鹿島 俊雄君	鈴木 強君	北村 輝君	
柴田 栄君	谷口 廉吉君	井川 伊平君	赤岡 文三君	阿部 竹松君	
鈴木 万平君	竹中 恒夫君	松野 孝一君	大森 創造君	永岡 光治君	
中野 文門君	西田 信一君	青田源太郎君	秋山 長造君	大倉 精一君	
迫水 久常君	田中 茂徳君	佐多 忠隆君	岡 三郎君		
梶原 茂嘉君	八木 一郎君	椿 繁夫君	木村禧八郎君		
森 八三二君	三木與吉郎君	藤原 道子君	加藤シヅエ君		
安井 謙君	木内 四郎君	松澤 兼人君			
西郷吉之助君					
大和 与一君	小柳 牧衡君				
岩間 正男君	光村 基助君				
	國務大臣				
大蔵大臣					
水田三喜男君					

昭和四十二年六月一日 参議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十一日  
郵便物認可

定価 一部 二十五円  
(ただし良質紙は三十円)  
配送料共

発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂美町二番地  
電話 東京 五八一四四一〇